

衛生だより



令和3年度第15号(8月)発行

千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

県内で死亡子牛3頭を畑に埋却した事例がありました。
家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。

- ★死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- ★子牛であっても埋却してはいけません。
- ★定期報告書で報告している「埋却地」は、通常死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。



〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

- ・動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】
- ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】
- ・これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

〈化製場等に関する法律〉

- ・死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

家畜の様子がおかしいと思ったら…

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は
一斉消毒の日